

保 発 0531 第 1 号
令和元年 5 月 31 日

地方厚生（支）局長
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長
国民健康保険中央会長
日本医師会長

殿

厚生労働省保険局長
〔公印省略〕

社会保険診療報酬支払基金法第十六条第一項、国民健康保険法第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十条第五項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の一部を改正する件の一部を改正する件について

社会保険診療報酬支払基金法第十六条第一項、国民健康保険法第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十条第五項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の一部を改正する件の一部を改正する件（令和元年厚生労働省告示第 22 号）については本日告示され、同日から適用されたところです。改正の趣旨及び内容は下記のとおりですので、御了知の上、関係各位への周知徹底を図られるとともに、施行に当たって十分に御留意いただきますよう、お願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

社会保険診療報酬支払基金法第十六条第一項、国民健康保険法第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十条第五項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の一部を改正する件（平成 30 年厚生労働省告示第 348 号。以下「平成 30 年 10 月改正告示」という。）により、社会保険診療報酬支払基金法第十六条第一項、国民健康保険法第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十条第五項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書（昭和 59 年厚生省告示第 172 号。以下「診療

報酬請求書告示」という。)の一部を改正し、特別審査委員会による審査対象となる診療報酬請求書の範囲を拡大した(平成30年10月1日適用)。

ただし、平成30年10月改正告示において、国民健康保険団体連合会が審査を委託することができる診療報酬請求書については、当分の間、なお従前の例によることとされているところ、今般、当該診療報酬請求書について、令和元年6月1日以後に行われた診療に係るものは、平成30年10月改正告示による改正後の診療報酬請求書告示の規定を適用するもの。なお、令和元年5月31日以前に行われた診療に係るものは、なお従前の例によることとする。

第2 改正の内容

国民健康保険団体連合会が審査を委託することができる診療報酬請求書について、令和元年6月1日から下記の内容の規定を適用する。

- ① 特別審査委員会による審査対象となる診療報酬請求書(歯科診療以外の診療に係るものに限る。以下同じ。)の合計点数を「40万点」から「38万点」に引き下げる。
- ② 新たに、同種死体肺移植手術、生体部分肺移植術、同種心移植術、同種心肺移植術、生体部分肝移植術及び同種死体肝移植術に係る手術を含む診療に係る診療報酬請求書を特別審査委員会による審査対象とする。

第3 適用期日

告示日

社会保険診療報酬支払基金法第十六条第一項、国民健康保険法第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十条第五項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の一部を改正する件の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十条第五項の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金法第十六条第一項、国民健康保険法第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十条第五項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の一部を改正する件（平成三十年厚生労働省告示第三百四十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和元年五月三十一日

厚生労働大臣 根本 匠

(傍線部分は改正部分)

改正後

社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）第十六条第一項、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十条第五項の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金法第十六条第一項、国民健康保険法第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十条第五項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書（昭和五十九年厚生省告示第百七十二号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年十月一日以降の診療に係る診療報酬請求書について適用する。ただし、令和元年五月三十一日以前に行われた診療に係る診療報酬請求書であつて、国民健康保険法第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十条第五項の規定に基づき国民健康保険団体連合会がその審査に係る事務を委託することができるものについては、なお従前の例による。

改正前

社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）第十六条第一項、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十条第五項の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金法第十六条第一項、国民健康保険法第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十条第五項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書（昭和五十九年厚生省告示第百七十二号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年十月一日以降の診療に係る診療報酬請求書について適用する。ただし、国民健康保険法第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十条第五項の規定に基づき国民健康保険団体連合会がその審査に係る事務を委託することができる診療報酬請求書については、当分の間、なお従前の例による。

○厚生労働省告示第二十二号
 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十条第五項の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金法（昭和五十七年法律第九十二号）第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十条第五項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の一部を改正する件（平成三十年厚生労働省告示第三百四十八号）の一部を次の表のように改正する。
 令和元年五月三十一日
 厚生労働大臣 根本 匠
 （傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）第十六条第一項、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十条第五項の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金法第十六条第一項、国民健康保険法第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十条第五項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書（昭和五十九年厚生省告示第七十二号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年十月一日以降の診療に係る診療報酬請求書について適用する。ただし、令和元年五月三十一日以前に行われた診療に係る診療報酬請求書については、国民健康保険法第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十条第五項の規定に基づき国民健康保険団体連合会がその審査に係る事務を委託することができるものについては、なお従前の例による。</p>	<p>社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）第十六条第一項、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十条第五項の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金法第十六条第一項、国民健康保険法第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十条第五項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書（昭和五十九年厚生省告示第七十二号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年十月一日以降の診療に係る診療報酬請求書について適用する。ただし、国民健康保険法第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十条第五項の規定に基づき国民健康保険団体連合会がその審査に係る事務を委託することができる診療報酬請求書については、当分の間、なお従前の例による。</p>

○厚生労働省告示第三百四十八号

社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）第十六条第一項、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十条第五項の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金法第十六条第一項、国民健康保険法第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十条第五項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める診療報酬請求書（昭和五十九年厚生省告示第七十二号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年十月一日以降の診療に係る診療報酬請求書について適用する。ただし、国民健康保険法第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十条第五項の規定に基づき、国民健康保険団体連合会がその審査に係る事務を委託することができる診療報酬請求書については、当分の間、なお従前の例による。

平成三十年十月一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二十九号)第十六条第一項、国民健康保険法(昭和二十三年法律第九十二号)第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七十条第五項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書は、次に掲げる診療報酬明細書に係る診療報酬請求書(当該診療報酬明細書に係る部分に限る)とする。</p> <p>一 診療報酬明細書(歯科診療以外の診療に係るものに限る。次号及び第三号において同じ。)のうち合計点数(心・脈管に係る手術を含む診療に係るものについては特定治療材料に係る点数を除いた合計点数)が三十八万円以上のもの</p> <p>二 診療報酬明細書のうち診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)別表第一区分番号K51414、K51416、K60512、K60514、K69715又はK69717に掲げる手術を含む診療に係るもの</p> <p>三 診療報酬明細書の全件数のうち漢方製剤の処方及び調剤を含む診療報酬明細書の件数が過半数を占める医療機関における漢方製剤の処方及び調剤を含む入院外の診療報酬明細書のうち、投薬料の点数が四千点以上のもの</p> <p>四 歯科診療に係る診療報酬明細書のうち合計点数が二十万円以上のもの</p>	<p>社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二十九号)第十六条第一項、国民健康保険法(昭和二十三年法律第九十二号)第四十五条第六項及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七十条第五項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書は、次に掲げる診療報酬明細書に係る診療報酬請求書(当該診療報酬明細書に係る部分に限る)とする。</p> <p>一 診療報酬明細書(歯科診療以外の診療に係るものに限る。次号において同じ。)のうち合計点数(心・脈管に係る手術を含む診療に係るものについては特定治療材料に係る点数を除いた合計点数)が四十万円以上のもの</p> <p>(新設)</p> <p>二 診療報酬明細書の全件数のうち漢方製剤の処方及び調剤を含む診療報酬明細書の件数が過半数を占める医療機関における漢方製剤の処方及び調剤を含む入院外の診療報酬明細書のうち、投薬料の点数が四千点以上のもの</p> <p>三 歯科診療に係る診療報酬明細書のうち合計点数が二十万円以上のもの</p>